

平成19年度 第3回入札監視委員会審議概要

| | | |
|--|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成20年 2月14日(木) 福岡合同庁舎2号館5F 第1会議室 | |
| 委員 | 牧角 龍憲(大学教授) 松藤 泰典(大学教授) 高場 俊光(大学教授) 植田 正男(弁護士) | |
| 審議対象期間 | 平成19年10月 1日 ~ 平成19年12月31日 | |
| 審議対象件数 | 38 件 | |
| 1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について) | | |
| 抽出件数 | 8 件 | (審議概要) |
| 建設工事 | 一般競争 | 0 件 |
| | 一般競争 (政府調達協定対象外) | 5 件 |
| | 公募型指名競争 | 1 件 |
| | 指名競争 | 0 件 |
| | 随意契約 | 0 件 |
| 建設工場の外業務等 | 2 件 | |
| 委員からの 意見・質問 それに対する 回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 【抽出事案について】 建設工事について 一般競争 [共通事項] 当同等の発注工事において、特定の業者に限らず多くの業者が広く知り得るために必要な公告期間等は、適切に定められているか。 安全保障に関する工事について、入札参加者が少ないのは何故か。 | 局で発注する案件に関しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、四半期ごとに発注の見通しを局ホームページに公表しており、当該年度の工事について、広く知らしめている。 また、公告期間については国土交通省と同様10日間を標準としており、質問などがあればその都度電話などで対応している。 これまで業者を指名した事案についても、本年度より公募することとしたことから、公募型指名競争入札の経験がない業者に戸惑いがあると思慮するが、発注実績が少ないので、今後の状況を見ていきたい。 |

| | 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|--|
| <p>委員からの 意見・質問</p> <p>それに対する 回答等</p> | <p>入札制度の変更において、公募型指名競争を一社で成立させるロジックには、二つのポイントがあり、一つは競争性の確保、また一つは談合の蓋然性の排除だと思うが、競争性の確保はどのように1社で確保できるのか。談合の蓋然性として、10社エントリーがあって、入札に成ったところ、9社引いて1社しか残らなかったときは、どのように考えるのか。</p> | <p>競争性の確保については、他に入札者があるかどうかを知ることが出来ないため、競争性は失われていないものと考えている。</p> <p>また、10社中1社しか入らなかったことによる談合の蓋然性についても、業者間では参加業者を特定できないことから談合は行えないと考えている。</p> |
| | <p>セキュリティは、破ろうと思えば破れると思う。</p> <p>公募型指名競争入札方式の例において、10社エントリーしてきて、入札の途端、1社にだけになることは、極端でとても不自然であるが、例えばその10社に関して、本件に関して談合はありませんという誓約書を取るなどして、防衛局の談合の保全を行う必要があるのではないかと考える。</p> | <p>今後の状況を踏まえ、検討したい。</p> |
| | <p>10社エントリーして、10社辞退した例があるか調べてほしい。</p> | <p>データを集約して、次の委員会で報告したい。</p> |
| | <p>落札した業者が資産状況で保証を受けられず、契約を辞退したことにより指名停止を受けているが、これは契約の審査の段階で未然に防げたのではないのか。</p> | <p>入札心得書にも明記し周知しているが、審査時に、与信枠の審査は行っておらず、履行保証ポンドは、国交省の契約額の10%に対し、当局は30%で3倍ということも業者が間違いやすい一因とも考えられるが、現在、WTO事案に実施している入札ポンドの拡大を図ることで今後、改善が図れるものと考えている。</p> |
| | <p>抽出事案以外でも申請者が少ないという事案があるが、原因はなにか。対策はどうするのか。</p> <p>本件は、ルールを厳守し執行がなされているかという確認が一点ある。</p> <p>制度設計的な問題であるなら、入札の制度に関する委員会の案件であり、入札監視委員会では、制度がきちんと運用されているか監視しなければならない。</p> <p>1社の応募が適正な入札であるということなどをどのようにチェックしたか、それを監視するのが入札監視委員会の役割だと思う。</p> | <p>工事の内容に改修工事等を含んでいる工事及び多職種を含んでいる工事が応募者が少なかった一つの要因と考えられる。</p> <p>対策として、級別ランクについて1回目は基準通り行い、これで応募者が募らず不成立となった場合、級別ランクを上げる手順をとっている。</p> |

| | 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|--|
| | <p>手続きについても恣意的な所があり、何らかの制約が生じていれば明らかにした方がいいと思われるため、参考までに調べて頂きたい。</p> <p>〔高良台(19)排水設備整備工事〕 特になし。</p> <p>〔築城(19)下別府宿舎等公共下水道接続工事〕 特になし。</p> <p>〔鹿屋(19)雨水排水施設(3工区)整備工事〕 特になし。</p> <p>〔国分(19)福島宿舎改修建築工事〕 配置予定の技術者有資格等審査表において、配置予定技術者の適性で有りとなっているが、交付番号がないのはなぜか。どのように確認されたのか。</p> <p>〔喜界島(19)隊庁舎新設等土木追加工事(その2)〕 特になし</p> <p>建設コンサルタント業務等 指名競争 〔城野(19)建物解体建築その他設計〕 特になし</p> <p>〔上対馬(19)道路整備調査検討〕 本件は、低入札価格調査の対象にならないのか。</p> | <p>応募者が少ない事案については、今年度の契約状況を整理し検討したい。</p> <p>技術者の適正の有無は、応募者が提出した技術資料で確認している。また、本件の配置予定技術者は、主任技術者で可能であり、応募業者は主任技術者で申請したが、表に監理技術者の交付番号記載欄しかないため未記載だった。今後は、分かるように記載方法を訂正する。</p> <p>コンサルタント業務については、予定価格が1,000万未満は低入札価格調査の対象にならない。</p> |

| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | | |
|---|---------|---|---|
| 談合疑義件数 | | 1 件 | (審議概要) 1. 談合情報について 2. 点検結果疑義報告書について |
| 工 事 | 談 合 情 報 | 1 件 | |
| | 点検結果疑義 | 0 件 | |
| 業 務 | 談 合 情 報 | 0 件 | |
| | 点検結果疑義 | 0 件 | |
| 委員からの 意見・質問 | | 意 見 ・ 質 問 | 回 答 |
| それに対する 回答等 | | なし | |
| 委員会による意 見の具申又は勧 告の内容 | | なし | |
| 3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等） | | | |
| 審 議 概 要 | | 1. 順位傾向の分析 2. 落札率・応札率の分析 3. 調査項目別の平均落札率等の分析 4. 低落札 / 不調事案の分析 | |
| 委員からの 意見・質問 | | 意 見 ・ 質 問 | 回 答 |
| それに対する 回答等 | | なし | |